

「裁判員経験者と法曹三者との意見交換会」議事録

1 日 時 平成25年1月16日（水）午後3時から午後5時まで

2 場 所 長野地方裁判所松本支部会議室（本館3階）

3 参加者等

司会者 石 井 忠 雄（長野地方裁判所長）

裁判官 二 宮 信 吾（長野地方裁判所松本支部判事）

検察官 武 井 聡 士（長野地方検察庁松本支部検事）

弁護士 征 矢 芳 友（長野県弁護士会所属）

補充裁判員経験者1番 60代・男性・自営業

補充裁判員経験者2番 50代・男性・会社員

補充裁判員経験者3番 50代・女性・会社役員

補充裁判員経験者4番 男性

裁判員経験者5番 20代・女性

補充裁判員経験者6番 60代・男性・農業

長野司法記者クラブ記者 5人

4 議事録

司会者

長野地方裁判所長の石井です。本日の意見交換会の進行役を務めさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。裁判員、補充裁判員経験者の皆様には、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。この意見交換会は裁判員、補充裁判員として実際の裁判員裁判を経験された皆様に率直な御感想や御意見を伺うことによって、今後の裁判員裁判の運用の改善につなげたいというものでございます。裁判員裁判は全国50の地方裁判所の本庁のほか、全国10箇所の地方裁判所の支部で実施されております。松本支部はその10支部

の一つでございます。このような意見交換会は松本支部としては二度目になります。松本支部での裁判員裁判が皆様にとって分かりやすいものであったか、あるいはより分かりやすいものにするためにどのような改善が必要か、といった点を中心に御意見を伺い、よりよい裁判員裁判を実現したいと考えております。本日は、裁判官、検察官、弁護士からもそれぞれ出席いただいております。法曹三者が今後の運用の改善を真剣に考える機会にしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、本日御出席の皆様からそれぞれ裁判員裁判に関与され、事件や審理についてどのような印象や御感想を持たれたのか、お伺いしたいと思います。関与されてから少し時間が経っているものもでございますので、私の方から簡単に事案を紹介させていただき、順番にお話を伺いたいと思います。

1 番の方の関与された事件は、罪名が殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反というものであり、内容は職場の上司からいじめを受けていると考えて、ナタでこの上司を殺害しようとしたけれども殺害には至らなかったという事案でありました。裁判では殺意の有無が争われたようですが、判決は懲役8年ということでした。1 番の方は補充裁判員としてこの審理をご覧になったと思いますが、全般的に事件についての印象、あるいは審理の感想などを伺えればと思います。よろしく願いいたします。

1 番

もちろん初めての体験ではありましたが、何をどうこうというよりもここへ来た当日は自分自身として心がけたこととして、公平ということのを頭に中において全てにあたっていこうと考えていたのですが、なかなか公平を何を基準に公平とするか自分自身も分からなかった。一番自分

で迷ったというか悩んだことは、自分自身も私が担当した事件の内容に私自身も当てはまるような状況だったということが一番辛かったことです。というのは、こうように耳が不自由で、ちょっと話題から外れますが、お酒の席とかではほとんど聞き取ることができない。皆さん楽しくやっているのに何にも話の内容が自分には聞き取れない。いわゆる孤立してしまう状態で、私にも経験があるわけで、それはもう致し方ないが、なのでそういう席には行かないということは私はしません。分からなくても皆さんが楽しくしているのだから自分も楽しもうという考えで、極力分からなくてもそういう席には参加するようにしています。私が扱った事件も動機となるものが「いじめ」という部分がありまして、私としては仲間から孤立してしまうという状態ではちょっと一致する部分があって、その部分で公平ということに非常に迷いがあって、ともすると被告人のこの気持ちも分かるなあというふうにもなるんだけど、それは私もこういう体だからということになると公平ではないなあということになって、横にいていろんなものを聞いていてちょっと自分でもどう考えるべきか戸惑いも感じました。正直素人ですので、量刑についてどうこう、裁判の仕方についてどうこうということまでは、私としては全く組み込める余地はなかったです。

司会者

ありがとうございました。なかなか複雑な思いを持たれたというお話だったと思います。今1番の方からお話がありましたが、1番の方は少し音が聞き取りにくいということで、今日も機械（注・磁気ループ）をセットさせていただいております。審理の過程でも、こういう機械を法廷や評議室にセットさせていただいたと思いますが、その過程では聞き取れなかったとか聞き取りづらいことはなかったでしょうか。

1 番

いろいろご配慮いただいたおかげで、支障は全くございませんでした。

司会者

それでは次に2番の方からお話を伺いたと思います。2番の方も補充裁判員として関与されました。事件の罪名は、現住建造物等放火ということで、非常に簡単に申しますと、交際を拒絶された被告人が相手方の家に放火をしたという事案でした。居宅を焼いたということですが、事件では放火の故意があったかどうか争われたようです。判決は懲役6年でした。それでは2番の方、事件の印象、あるいは裁判に関与された感想をお願いします。

2 番

補充裁判員として参加させていただきまして、日常ではありえない非常に貴重な体験をさせていただきありがとうございました。こんな大勢の人のいるところでしゃべるとは思わなかったのでもうまくしゃべれないかもしれませんがよろしくをお願いします。私も全般的な裁判を通しての経験なんですけれども、裁判って何かとか裁判の目的とか、そういうことを考えるいい機会になりました。感じたこととしましては、裁判は全く初めてで経験も何もなかったのですけれども、裁判というのは、被害を受けた人のためにあるんじゃないかと、どちらかというと訴えられた人を中心に動くのかなあと感じられました。庶民的な感覚からしますとどうしても被害を受けた人の気持ちにたって見てしまうのですけれども、やっている裁判は違うような印象を強く受けました。うまくしゃべれないで申し訳ないですが、そういうところが印象としてあります。

司会者

関与される前と裁判の印象がちょっと違うと、もっと被告人に厳しいと
いいですかそういうイメージだったのでしょうか。

2 番

といいますか、これだけのことをしてもこんなもんで済むんだなあと思ったというか、そういう見方はよくはないのかもしれませんが、この程度かなあと。

司会者

それは懲役6年というのが少し軽すぎるとの感じを受けたということでしょうか。

2 番

もう少し訴えられた被告人の気持ちも、いろんなやり取りの中で思い込んでしまってしゃべればそういうふうにつえられるし、やった事実と起こっていることに食い違いがあるような感じを受けましたので、もっと本当はその時の感情というのは捕えられた後というのは変わってしまいますから、その場の気持ちと実際に審理を受けている時の気持ちは変わっていると思うのです。そういうところがちょっとジレンマでした。

司会者

それでは3番の方ですが、関与された罪名が殺人未遂という事件です。借金をしていた相手を農薬の殺虫剤で毒殺しようと思ったけれども未遂に終わったという事案で、殺意があったかどうか問題になったようですが、判決は懲役8年ということでした。3番の方も補充裁判員として審理をご覧になって事件の印象あるいは裁判の感想など、をよろしくお願いします。

3 番

私も初めてのいい経験をさせていただいたと思っております。私が感じたことは被告人が供述とか検察官の証拠とかで明らかに殺意があったというふうに私は最初から思ってしまったというか、で結局懲役8年ということになったんですけれども、結局彼は四十いくつで職も無くなってしまって奥さんとも離婚せざるを得ない状況で、一人でいたので、検

察官より出た懲役より長い懲役にしたと思ったんです多分。

二宮裁判官

3番の方が関与された事件は求刑も8年でした。

司会者

ありがとうございました。ちょっと前の事件ですので、いろいろ被告人のことを考えたとの印象を持たれたということでしょうか。

3 番

はい。

司会者

それでは4番の方に伺いたいと思います。4番の方も補充裁判員として関与されました。罪名は強姦致傷ということで、ナンパした女性を強姦しようとしたけれども、強姦には至らなかったが、その際にけがをさせてしまったという簡単にいいますとこういう事案ですけれども、主に問題になったのは量刑かと思います。結果的には執行猶予の判決になったようですが、同じように感想などをお伺いしたいと思います。

4 番

裁判の補充員として参加させていただきましたけれども、今ご説明のように強姦事件の裁判でした。たまたま私は今まで仕事の関係で民事で裁判とか調停の経験は何度もあるわけですけれども、刑事の裁判は初めてでございます。何かお役に立てばということで参加いたしました。たまたま裁判員の人々の年齢構成がそういうふうにしたのかと思いますけれども、女性5人男性3人、それで年配の方がほとんどおりません。非常に若い裁判員の人で進められていたわけですけれども、大変厳しい評決になるのではないだろうかという感じでおりました。3日間でしたが、2日目の一番最後から評議に入りましたがその時間はほんのわずかで、3日目の朝から評議に入ったわけですけれども、判例という

ものが裁判所の方から示され、こういう場合こうだったということで順当なところに落ち着いたと思います。私はいろいろな意味で素人が裁判員で参加する裁判員裁判では、判例というものはもう少し早い段階で知らせた方がいいのではないかと、この印象を受けました。弁護人、検察官からは分かりやすく説明がされていました。

司会者

ありがとうございました。いろいろご心配をおかけしたようですが、4番の方ご自身としては最終的にこういう形になったということはどういう評価をされているのでしょうか。

4 番

大変いい裁判であったと思っています。

司会者

次に5番の方ですが、5番の方は裁判員として事件に関与していただきました。罪名は強盗致傷、銃砲刀剣類所持等取締法違反ということで、現金を奪おうとしてお店に入りナイフで脅し、被害者はすきを見て逃げたけれどもその際にけがをしたということのようであります。強盗の目的が認められるかどうかということが問題になった事案のようでございますが、判決は懲役7年でした。5番の方、事件の印象あるいは裁判員裁判の感想をお願いします。

5 番

私は裁判所に来たのも初めてでしたし、裁判の進行も決め方も全然知らなかったのが最初はとても緊張しました。でも終わってみるととても司法が身近に感じられましたし、いい経験ができたと思います。事件に関しては、今まで事件という言葉はニュースとか新聞でしか聞いたことがなかったので本当にこのような危ないことが世の中にはあるのだなあと思いました。

司会者

はい、ありがとうございました。それでは最後6番の方でございます。6番の方は補充裁判員として関与していただきました。激発物破裂という罪名の事件でありました。上司から指導、注意を受けるあるいは業務が思い通りに進まなかったということから工場の中でカセットのガスボンベを破裂させあるいはガスに引火させて破裂させてという事案のようです。これも量刑が問題になったようです。判決は執行猶予でしたが保護観察が付された判決であったようです。それでは6番の方、印象あるいは感想などよろしくお願ひします。

6 番

私、裁判員の選任に来ます前に、どうやって裁判員を選任するのかということが心配になったことはなつたんです。インターネットで見ますと、棒線を引っぱって最後には丸があるというようなことが書いてあって、これはだいたい28人のうち6人選ばれるので、まず当たることはないと考えていましたが、補充員として選ばれたので、これは覚悟しないといけないと思いました。10月の中ごろだったと思ひましたけれど、今は1月の16日なので、だいぶ経つてますね。私は忙しいものですから、ほとんど覚えていないのですが、今見るとこういうことだったなと思ひ出しますけれど、一番印象に残りましたのは、学生の時一度東京地方裁判所で裁判を見たことがありましたが、それ以来そういうのは何もなかったのですけれど、被告人とか弁護人とか検察官を上から直に見下ろすような感じで見させてもらうと、だいぶ前に見たときと全く印象が違ふんですね。私も年をだいぶ、まだ六十代ですからあれですけど、経験というのはそうはなかなかあるものではないと、ひとつ勉強のためにやってみようという気持ちになつたわけです。

全体的な感想として、被告人の供述、弁護人、検察官の各話しなどをお

聞きしていて非常に分かったことは分かったんです。そしてまた、判決に至るまでの内容も自分なりに判断しますと、これでよかったのではないかと思います。

結論から言いますと、判決というのは被告人の将来の進むべき道を決めていくことになるので、被告人の立場というものも考え、しかし被害者のことを考え、公正性も考え、今回の裁判の進行状況ということも考えますと、いい経験をさせていただいたというのが私の気持ちです。

司会者

皆さんから印象や感想を一言ずついただいたところでございます。6名の皆さんそれぞれ関与された事件も違いますし、経験された審理も少しずつ違うところがあるかもしれませんが、これからはもう少し具体的に、手続に従ったかたちで、順番にお話を伺いたいと思います。皆さんが関与された事件で裁判長を務めました二宮裁判官に、進行をしばらくお願いしたいと思います。

二宮裁判官

裁判員裁判のときには本当に皆様ありがとうございました。また、今日もお忙しいところお越しいただきましてありがとうございます。これからは具体的に、裁判の流れに沿って御意見をお伺いしたいと思います。目的としては、先ほど所長が申しましたとおり、これからもっといい裁判をしていくためにはどうしたらよいかということで皆さんの率直な御意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

手続の流れを簡単に思い出していただければと思いますが、まず最初に皆様方が入って被告人の名前等を確認して、起訴状を読まれて、被告人の言い分を聞く、弁護人の言い分を聞くということがあります。その後、冒頭陳述といいまして、本格的に検察官が言い分を出す、それに対応する弁護人の言い分を聞く機会がありまして、その後、具体的な書面を読

んだり証人の話を聞いたりするというような手続になっていました。最初の被告人の言い分を聞く機会とかはいろいろあると思いますが、その後の検察官の具体的な言い分、弁護人の具体的な言い分を聞く場面のことを思い出してもらいたいと思います。皆様のほうにも冒頭陳述メモというようなものをお渡ししたりしていたと思います。一番最初に皆様が法廷に入っているような状態のときですので、頭に入ってきているか不安に思っているところです。話の内容を聞いていて、頭に入ってきてやすかったかという点、頭に入りにくかった、入りやすかったかとか、具体的な理由が思い浮かぶものがあつたら、それもお話いただきたいと思っております。それともう1点、その後具体的な書面の朗読を聞いたり、証人とか被告人の話を聞いたりするときの重要なポイントを示すためのヒントになっているはずだということで、冒頭陳述というものが役に立ったかという点についてもご感想がありましたらお聞かせいただければと思っているところです。いくつかありましたので、ひとつひとつ聞いていきます。まず、冒頭陳述というものが頭に入ったかという点なんですが、いかがでしょうか。

1 番

概ねは理解できていたと思っています。

二宮裁判官

すんなり頭に入ってきましたでしょうかね。

1 番

どういう内容の犯行をしたのかということですね。

二宮裁判官

この事件は殺意の有無がポイントになっているということでしたけれど、その点を判断するために、これからどういうことが出てくるんだろうとか、どういう点に注意したらいいだろうということが具体的にイメ

ージできましたでしょうか。

1 番

そこまではいかなかったです。冒頭陳述を自分の頭の中で追っかけていくという、言っていることを追っかけていくという解釈の仕方でしたので、ああ、そうなのか、そういうことかという感じでしたので、予見をするような余裕はなかったです。

二宮裁判官

具体的に、証拠調べに入ったときに、冒頭陳述で聞いたことというのは役に立っていましたでしょうか。

1 番

私の事案の場合、ナタの扱い方、私も野外での遊びというものに趣味があるものですから、当然、溪流釣りなどのときにはナタを持っていくものですから、ナタの重さ、コントロールの難しさということについては、自分なりにある程度の解釈はできていたので、それを参考にそうかなという部分もありました。

二宮裁判官

冒頭陳述の場面でほかに印象に残っていることはありましたでしょうか。

1 番

特段こうなんだなというほどのものはありません。追っかけ追っかけで、そうかな、こうじゃないかな、というような考えはちらちらありましたけど、そういうことなのかな、そうかという程度のことで、自分がこうじゃないかというほどのものは感じません。

二宮裁判官

同じく2番の方、冒頭陳述は頭に入っていたかという点についてお聞きしたいと思います。緊張していて何も頭に残らないということだったか、

ちゃんと頭には残って、後で話を聞くときに役立ったかというところで
す。

2 番

よく分かったと思います。

二宮裁判官

具体的に分かりやすかった原因として考えられることはありましたで
しょうか。

2 番

最初に、どんな内容かということは説明があったので、わりと頭に入り
やすかったと思っています。

二宮裁判官

具体的に冒頭陳述メモとか、検察官もそうですし、弁護人のほうがパワ
ーポイントを使ったりしていたかもしれませんが、どうだったでしょ
うか。

2 番

パワーポイントとかは、見やすい。記憶が前後してしまっ、分かりに
くいのですが、いろいろな写真とか見せていただいて、分かりやすかつ
たです。あと、位置関係とか、被告人がどういう動きをしていたか、そ
ういうのを考えながら見ることができました。

二宮裁判官

実際に証拠を調べているときに、冒頭陳述というのは役に立ってしまし
たでしょうかね。ここがポイントだというふうに身を乗り出すことがで
きたかとかいう意味ではどうでしょうか。証拠調べしているときに、書
面の朗読とか、証人とか被告人の話を聞くときに、冒頭陳述というのは
どんなふうに役立ったのかということですけど。だいぶ時間が経って
いるので、印象になかったらあれですけど。3番の方にも同じような

質問をいたします。

3 番

冒頭陳述については、もう少しいい説明があってもいいんじゃないかという感じです。2人の弁護士さんががただしゃべっているという記憶しかなかったです。話している内容自体は分かったのですが、初めての経験ということもあるし、ああいうような大きい法廷のときには、もう少し話し方というものがあってもよいのではないかという感じで聞いていました。

二宮裁判官

ただ話すだけというのは、メリハリがなかったということでしょうか。

3 番

そうですね。

二宮裁判官

今、弁護人について話がありましたけれど、検察官についてはいかがですか。

3 番

検察官のほうが印象にありますね。わりとはっきり。そんな感想を持っています。

二宮裁判官

証拠を調べているときに、冒頭陳述が、これに関係するのかなとか思い浮かぶものなんでしょうかね。

3 番

事件自体がそれほどの証拠もなかったし、冒頭陳述を聞いたからといって、それが結びつくということはあまりなかったです。自分で組み立てているほうが多かったです。

二宮裁判官

4 番の方もお願いします。どのような印象がありますでしょうか。

4 番

冒頭陳述は図面が入ったり，検察官の説明は細かくて聞きとりやすかったです。概略が非常によく頭に入りました。反面，弁護人の冒頭陳述につきましては，ほとんど認めるような内容で，あとは情状酌量をお願いしたいというような感じで，争うような内容はなかったもので，これはあまり難しくはならないなというような感じを持ちました。初めて刑事の裁判に出た者としては，すんなりいくんだろうなという感じで，先行き難しくなるような感じはしませんでした。

二宮裁判官

冒頭陳述で気になったことや印象に残っていることはありますでしょうか。

4 番

特段ないのですが，強姦致傷ということで，非常に細かく細に渡り説明がありました。被害者がいないとはいえ，判断するには当然必要なのですが，こういう事件の場合に，なるべくならあまり細かくなくてできる方法はないかと思いました。あと，裁判の最中に，冒頭陳述の内容が何回も繰り返されることもあり，事案の性格から仕方がないのかもしれませんが，こういうものかなと思いました。

二宮裁判官

5 番の方，冒頭陳述についての印象や，実際に証拠を見たり聞いたりしているときに役に立ったかについてお聞かせください。

5 番

冒頭陳述は分かりやすかったです。検察官の方と，弁護人の作成したメモをいただいたのですが，検察官の方は時系列で生い立ちから書いてあって分かりやすかったです。弁護人の方は，いい分だけ簡潔に書いてあ

って、こんなに差があるものかと思いました。

二宮裁判官

検察官の方は細かいという話でしたが、細かすぎるとは思いませんでしたか。

5 番

そういうことはありませんが、生い立ちまで必要なんだなと思いました。

二宮裁判官

強盗目的が争われているということでしたが、これから審理を見ていく上で、この点が注意していくところなんだとか、これがポイントなんだとか、それが冒頭陳述を聞いた段階で分かりましたか。

5 番

分かりました。

二宮裁判官

6 番の方よろしくお願いします。

6 番

最初に思ったことは、この事件は裁判員が裁判するほどの事件かと思いました。ところが後から、裁判長から六法全書を開いて見せてもらって、最高刑が死刑だと聞きました。こんなに重い事件なのかなと思いました。検察官は厳しい口調で話されていました。それは仕方ないんだなと思いました。検察官の陳述の中で、被告人の犯した行為の具体的なことまで言われ、よく理解できました。弁護人につきまして、分かりやすくてよかったと思いますが、弁護人の話し方がゆっくりで、眠くなってきました。同じことを何回も繰り返しておられまして、この辺のことは一度でいいと思いました。裁判官や裁判員の心証に深く刻みつける戦術だなと思いつつ聞いていました。結果的にはさほど判決では重い判決ではなくて、こんな程度のものかなという思いで聞いていました。全体的に

は分かりやすくよかったと思っています。

二宮裁判官

ありがとうございます。冒頭陳述を聞いた段階で、例えば、この辺の証拠が出てきたらよく聞いておこうとか考えたことはありましたでしょうか。

6 番

証拠はですね、段ボールとか新聞紙とか、ちょっと忘れてしまいましたけれども、本格的行為に入る前に火を点けたということになりましたけれども、そのことについての火を点けたことでどうなったのかということについて具体的には聞けなかったというところは、ちょっと残念に思います。

二宮裁判官

そうすると逆に冒頭陳述で出てきて証拠で詳しくあるのかなと思っただけだったということですか。

6 番

なかったです。

二宮裁判官

どうもありがとうございます。最初の方の段階についてはこのくらいにいたしまして、次に具体的な証拠について、書面であれば原則として読み上げる、図面とか何かであれば手元のモニターに映して説明を聞いたということになります。あと、証人もしくは被告人から話を聞く、という形になりました。その点についてお聞きしたいと思います。この証拠調べというものは、最終的に評議で議論するための材料を取得するために証拠調べが行われているわけでございます。そういう意味で証拠調べの内容が評議の時にきちんと記憶に残って発言をするのに困らなかったかということですね。ちゃんと記憶に残っていたかどうかというのが一番大切なのかなと思います。その点について、先ずお聞きしたいと思います。それと併せて、検察官、弁護士、裁判官を含めて、質問の仕方、証拠の読みあげ方によっ

て、いろいろと印象が変わったり、わかりやすかったりわかりにくかったり、また、記憶に残りやすかったり残りにくかったりしたかと思います。その点で何か感じられたところがありましたらお話しいただければと思います。まず、1番の方、書面の朗読がかなり多かったと思うんですけども、記憶に残りましたでしょうか。

1 番

そうですね。ほとんど今は覚えておりません。

二宮裁判官

評議のときには、記憶があやふやになって困ったなということはありませんでしたでしょうか。

1 番

そこまではないです。そういうふうに言うだろうなというような感じで聞いておりました。

二宮裁判官

1番の方の事件では、被告人の話は聞けたんですけど、被害者の話は直接は聞けなかったんですけど、その点については、どんな感想をお持ちになりましたでしょうか。

1 番

先ほど申し上げたとおり、私としては若干被害者の過失というものを考慮したいなというふうに思っておったので、直接お顔を見たかたとも思っていました。

二宮裁判官

この事件では、被告人質問のときに弁護人からだと思いますが、こんなことを聞きますよと項目を書いた書面を渡されていたと思うんですけども、それは役に立ちましたでしょうか。

1 番

あったかしら。

二宮裁判官

という程度の印象でしょうか。

1 番

はい。すみません。

二宮裁判官

ありがとうございます。補充裁判員として質問できないと法律でなっているということがありますけれども、それで不便不満をお持ちになったことはございませんでしょうか。

1 番

自分が意見を言うということが自分自身も望んでいなかったの、ちょうどよかったです。ただ、心の中では、こーかな、あーかなという考えはありましたけれども、それを言って果たして自分が的が外れていないかなというふうにも思うもんですから、言葉に出して言うことは望んでいなかったの、ちょうどよかったです。

二宮裁判官

あともう1点。この事件では、被告人が身振り手振りという形で動作を法廷で行いましたけれども、補充裁判員からの席からもその動作は見られましたでしょうか。

1 番

大変よく見られましたけれども、動作の証言が非常に曖昧で、何だあれは証言しているのか、もう少し強くはっきり動作をしてアピールすべきでないかなと、何かどうでもいいやという投げやりな感じで、もうちょっとしっかり自分の権利を守ったらというふうにも思いました。

二宮裁判官

どうもありがとうございます。あと先ほどお伺いしましたけれども、法廷

の話が聞き取れないということはなかったということによろしいでしょうか。

1 番

ありがとうございます。そのとおりでございます。

二宮裁判官

ありがとうございます。2番の方、同様に証拠調べのときのことが評議に記憶に残っていたかという点、この辺のところが記憶に残らなかったという点がありましたら、お話いただきたいのですか。

2 番

自分の頭の中でイメージできて、映像的に見ることができたので、分かりやすかったんじゃないかなと思います。

二宮裁判官

2番の方の事件では、3時間くらい書面の朗読が延々と続いたかと思いますが・・・。

2 番

書面の朗読のときもそうでしたけど、喋っている内容というのはなかなか頭では理解しにくいですね。ですから、実際の事実とかを映像的に見せていただいた方が非常に、矢印とかで示したりした方が分かりやすいかと思います。検察官の方のお話の仕方とかは非常に分かりやすかったですね。

二宮裁判官

ここでの事件の特徴としては、今話に出ました検察官が証言台に立って質問を受けていたという場面もありましたけれども、そのときには被告人の取調べの状況を聞かれていたわけですけども、その点については、イメージとして持てましたでしょうか。

2 番

最初、時間的なところが頭に入らなかったもので、段階をおって勾留されて

いる時間とかは絵とかがあって、こういうときはこうなってというように、検察官の取調べはこのようにやったとか、時系列的に文字をいっぱい書くのではなく、分かりやすいポイントだけのものがあると聞いてても分かりやすかったのかなと思います。

二宮裁判官

今のはいわゆる供述経過一覧表というのがあったけれども、詳しく書かれ過ぎていた、ポイントを絞ったものの方が分かりやすかったということですか。

2 番

そうかなあとと思います。読むのが結構大変でしたよね。

二宮裁判官

分量多かったですよね。分かりました。あと、被告人質問、証人尋問のときには直接質問できなかったということになるんですけども、その点についてはいかがでしたか。

2 番

二宮裁判官にいろいろと書いたもので質問していただいたので。ありがとうございました。

二宮裁判官

ありがとうございます。3番の方にもお聞きしたいと思います。評議のときに記憶に残っていますかと今頃聞くのはあれですけども、よろしく願いします。

3 番

そうですね。証人のときのイメージとしては、被告人がはっきり物を言わない態度でしたので、何か弁護士さんが被告人のための弁護の話をしているのに、それに応じないような答えを被告人がしていて、あれっていうようなときがあったことが記憶に残って、弁護士さん気の毒だなあと改めて。

問題があったので、もうちょっと書面がいっぱいよりもモニターをたくさん使って、地図なんかでこんなところでこんなふうにというようにやっていただいたら、私たちがもうちょっと分かりやすかったかなと思います。

二宮裁判官

ただ書面を朗読するよりも図面とか地図で分かりやすく説明して欲しかったということですか。

3 番

はい。ここで殺害したというような場所があったような気がするんですが、それがこういうところだよという感じなんですけど、例えば地図でここでこういうことをして、セブンイレブンかどっかでコーヒーを買った場面は、地図でこうでこうですよとあればもうちょっと分かりやすかったかなと今になって思います。

二宮裁判官

その事件では証拠の朗読もされていたんですけども、その他にも被害者の方、大学の先生が来て農薬についての話をしたりとか、警察官も来られたりしましたが、この辺はどのような印象を持たれたでしょうか。

3 番

そうですね。大学の先生はやっぱあんまり参考にならなかったというか、そのとおりだと言うだけで、という印象ですね。

二宮裁判官

被害者の方を直接聞いたりしたんですけども、その点はいかがでしたでしょうか。

3 番

被害者がどんな性格なのかとか、どんな物の考え方をしているのかということが、被害者が供述するときに、およそ理解というか想像がつくので、とってもよかったと思います。

二宮裁判官

弁護人の方から質問事項とかのメモが渡されていたかと思うんですが、それはどのように感じましたか。役に立ちましたでしょうか。

3 番

あまり記憶にないので、役に立ってなかったのだと思います。

二宮裁判官

どうもありがとうございました。4番の方、証拠調べしていたことが評議のときに記憶に残っていたかをお伺いしたいのですが、よろしくお願いたします。

4 番

大変細かく朗読もされましたし、説明もよくわかりました。評議のときにもよく反映されるようになったんだと思います。

二宮裁判官

客観的な書面の取調べ時間は1時間ちょっとくらいで、あと、そのときに現場にいた女性や男性から直接話を聞けなかったりした部分もあったりしたんですが、この辺でもっと聞きたいなと思ったことがあったとか、そんなことなかったよとか、その辺はいかがでしょうか。

4 番

私はあの程度でよかったと思いますけど。

二宮裁判官

今記憶に残っているような感じでおっしゃっていますけれども、原因とか理由とか思いつくことがありましたら教えていただきたいのですが。

4 番

特段ありませんけれども、あまり難しくない事案でしたので、皆さん頭に入りやすかったんじゃないかと思いますけれども。

二宮裁判官

どうもありがとうございます。5番の方も証拠調べの内容が頭に残っていたかどうかということなんですけども、いかがでしょうか。

5 番

残っていました。

二宮裁判官

被害者の方、検察官の方、被告人の家族と証人の方もかなりお聞きしましたけれども、それとともに、2時間くらい書面で説明があつたりしたんですが、その中でこの点はもっとうちの方がよかつたかなど、印象に残ったことはありませんでしょうか。

5 番

特にありません。

二宮裁判官

唯一の裁判員経験者としてですが、証人とか、取調検察官とかそういう方々に質問するというのはどんな感じだったのでしょうか。

5 番

そうですね、私は被告人に直接話を伺ったんですけども、証人とかは話しくいかなと思いました。

二宮裁判官

疑問点とか思っていたことを躊躇してしまう点があつたのでしょうか。

5 番

そうですね。法廷で直接聞くことは緊張しますし、何を聞いたら正しいとかはないと裁判官の方はおっしゃってくださつたんですけど、やっぱり実際いざ聞こうとすると緊張したり、こんな事聞いたら間違ふんじゃないかとかいろいろ考えてしまうので。

二宮裁判官

ちょっと工夫しないといけないですね。ありがとうございます。6番の方

にもお聞きしたいと思います。法廷で調べたことで、評議で記憶に残っていたかということがまず一点ということになりますが。

6 番

供述調書につきましては、正直に言って印象には残っていませんでした。どうしてかということとか何か内容の中に覚えていられるようなところがなかった。大変申し訳ございません。それから、証人のことなんですけども、3人の方が出られたと思います。工場長、被告人の前の指導者、被告人のお母さんの3人の方。私はちょっと変だな、事件の発端がそのとき一緒にやっている上司との人間関係がおかしいんじゃないかという気がしました。ですので、事件の起きる前一緒にやっていた上司が証人になってもらえれば事件の内容がはっきりしたんだなという印象です。それはちょっと残念だなと思っています。それから、被告人の態度なんですけども、今でも何となく笑っているような感じの供述、笑っているのではないなと思うんですけど、何か起こしたことへの反省が出てきているのかなと思っていました。ですから、判決のときにも、何というか気持ち的にはちょっとまだ納得いかないところも今現在も心の中に残っています。以上です。

二宮裁判官

一点は書面の朗読はあまり印象に残っていないと、もう一点は証人として聞いたけれども、もっと良い証人がいたんじゃないかなという気持ちが残ったということのようですが、補充裁判員として席も別になったり、質問も直接できないということもありましたけれども、その点についてはどんなふうにお感じになりましたか。

6 番

席はあそこで別に良いと思います。それから、余り話すことができないというのも法律で決まっていますから、別に異論を唱えるところはないと思います。

二宮裁判官

具体的な審理の中、何か補充して言っておきたいことがあれば、ご発言をいただきたいと思いますが、いかかでしょうか。

(参加者の発言なし)

よろしいですかね。それでは、次の段階、論告、弁論という形で検察官の言い分、弁護人の言い分を最終的にまとめたものを聞いて、その後、評議に移るといことなんですけども、ここでは、一点は評議が十分にできたか、もう一点は、その前提として、検察官の言い分、弁護人の言い分が評議に役に立ったのかという部分、この二点を中心にご発言をいただければと思います。1番の方がいかがでしょうか。

1 番

評議において、量刑を決めるのに、先ほど私が申し上げたある程度の感情的なものは、自分の価値観と並行してあーだこーだ考えるんですけども、結局は、評議の席では、ならば証拠は何だ、証拠は確立できるのか、できなければ、それは駄目ということ、そういうことに尽きるなという考えでしたし、裁判とはそういうものだろうなと思っていました。お互いの感情を入れたら裁判にはならないはずですから、評議では、証拠は何だ、この証拠は取り上げられるか、認められるか、それのみかなという感じでしたので、こうゆうものなんだろうな、これしかないなと思いました。自分自身としては、何となく、相手の心の中はどうだったんだろうか、それをどう確認する手立てはあるのか、言葉の上だけでは、相手の心がどうだったか確認できる手立てはない、そうすると、証拠以外には考慮するものはないなと、というふうに思ってやってきました。私は、車の販売修理とかをやってまして、任意保険というものがあって、事故もいろんな形で事故になるんですが、最終的には優先権はどちらか、それ一つということになります。、犯罪については、証拠のみだなという感じがして、いかに証拠をそろえた方が勝ちになるか、と思

っています。ちょっと外れますが、必ず事故は現場に行ってみる、そして、私の場合はお客さんの立場を考えるので、何かお客さんに有利な条件はないかなと考え、いろいろ見てくるものですから、犯罪についても双方ともに証拠のみかなと思うんです。少しちょっと、道が外れるかな、以前に社会の流行語として、空気読めというのがありました。お前は空気読めないと言われると、そうかなあ、同じ風向きにしなきゃいけないかなあ、それだと、ちょっと危ないんじゃないかなと思っていたところ、それも直ちにたち切れになりました。その後、勝ち組、負け組というのが新聞紙上に単語として出てきて、何を基準に勝った負けたと言うのか、また、勝った負けたという評価が気に入らないなということがあったりしました。裁判は、すべて証拠を揃えて初めて事が進んでいくんだなという感じで、他に手立てがあるか、自問自答しても自分の感情を挟めないとなると、そういうことしかないだろうなという気持ちでいました。本心としては、何か何となくしっくりこなくて、裁判とは、これで納得していいんだというようには思わなかったんですね。ちょっとずれてすみません。

二宮裁判官

補充裁判員ということで、自由に発言できないという前提で参加していただいたんですけども、自分の発言がちょっと押さえられて不満が残ったななどという点はありませんでしたでしょうか。

1 番

そうですね。不満ではありませんけれど、ちょっと一言言いたいなという点は、こうなんじゃないかなと思っていることはあったと思っています。

二宮裁判官

ありがとうございます。2番の方、同じ補充裁判員として発言の機会がなかった部分があったかと思うんですけども、評議自体として、評議はあれ以上仕方がないのか、もっとやった方がいいのかという点を含めてお話を聞かせて

いただければと思いますが。

2 番

弁護士の方が茅野とかあの辺のことを話していたんですけども、書いてないことを言っているという印象を持っていました。評議については、本当に被告人が故意にやったのか、もっと別の感情があったんじゃないか、その辺が一番ポイントになるんじゃないのかなと思っていました。この点についても、もうちょっと証拠うんぬんから事実がありますんで、考えてやったことなのかどうか、なぜなぜ論議というか掘り下げて考えていく、そうするといろいろなことが出てくると思うんですね。そういう疑問点がちょっと残っていた状態ではあったですよ、私としては。人間の気持ちは変わるし、改心したり思いこんだりするんで、人間の気持ちは難しいと思うんですけども、どうだったのかなというのは、事実に基づいた結果では推測にしかないんですよ。結局、判例を後で見せてもらったんですけど、そういうものなのかなという感想です。もっと違うこと、裁判では争うことではないんですが、火を点けて結局ほとんど燃やしちゃいましたよね。夜中だったところから、本当だったら相手の方に対して、どこまで訴えられるかは検事さんのあれになるんだと思うんですけど、殺されそうな感じ、要は殺人未遂ですね。ですから、その辺までは踏み込まないで裁判になりましたけれども、もっと深いような印象は・・・。

二宮裁判官

ちょっと、そういう意味では、そもそも土俵が問題だったかもしれない印象があるし、ちょっと詳しく調べたり議論したりした方が良かった部分も残っているということですかね。

2 番

はい。

二宮裁判官

補充裁判員ということで、発言の方はいかがだったでしょうか。

2 番

ちょこちょこ発言させていただきました。そういう意味では、言いたいときには手を挙げてくださいとかという感じだったんで、その点は非常に喋らせていただきました。

二宮裁判官

ありがとうございます。3番の方はどんな印象をお持ちでしょうか。

3 番

評議については、とことん評議ができたという感じでした。自分の記憶の中では、これはどうだ、あれはどうだという話し合いをして、固めてきたと思っていますので、評議については、十分できたと思っています。

二宮裁判官

補充裁判員という立場はどんな印象をお持ちでしたか。

3 番

そうですね、最初ここに来て補充裁判員になったときは、途中で帰れるかな、だからラッキーかなと思っていたんですが、補充裁判員の中でも1番だったので、一緒に裁判員の方と最後まで一緒にすることができました。また、裁判員の女性の方がちょうど一人、補充裁判員も一人いたので、仲良くなったり、補充裁判員でしたので、法廷では直接話すことはなかったですけど、評議に関しては、自分の意見も裁判官の二宮さんが振ってくださったりして、意見することができたので、あまり裁判員と補充裁判員の違いを感じずに終わりました。

二宮裁判官

ありがとうございます。4番の方、評議についてはどんな印象だったでしょうか。

4 番

補充裁判員として参加させていただき、証人には直接伺えませんでしたけれども、事あるごとに裁判長の方から御意見があればと言っていたので、あまり傍観しているということじゃなく、自分でも参加している気分になりまして、大変その点は良かったと思っています。二宮裁判官 5 番の方もお願いします。評議が十分にできたか。そのほかに、評議の印象とかがありましたらお願いします。

5 番

評議はきちんと話し合いができたと思います。論告や弁論を聞いてからも一つ一つを掘り下げて話をすることができました。

二宮裁判官

評議の中で、困ったこととかはございませんでしたか。

5 番

特になかったです。発言をためらうことなく、自由に話し合えました。

二宮裁判官

評議の場では、論告弁論とかは役に立ちましたでしょうか。

5 番

役に立ちました。

二宮裁判官

ちょっと時間の関係もありますので、6 番の方に移ります。6 番の方、評議は十分できましたでしょうか。

6 番

私は、補充で意見というものは直接私の方から言う立場ではありませんが、裁判長の方から言われたときに意見を述べさせていただきましたので、裁判員の方とほとんど同じような雰囲気でした。これにつきましては感謝をしております。あと評議の内容については、皆さん全員が真剣に話され、当時の裁判長の指摘することを一つ一つ議論しながら評議をし、

こうだ一あ一だといって決めていったと思います。ですから、非常に評議は何も言うことなく、よかったと考えております。

二宮裁判官

ありがとうございます。そうは言われても、何か問題点とかございませんか。

6 番

そうですね、別にありません。

二宮裁判官

そうですね。ちょっと時間の関係もありますので次の方に移らせていただきます。最後に評議の秘密が話題になっておりますので、その点についてお伺いしたいと思います。裁判員裁判を経験したことから、職場やご家庭とかで裁判員裁判が話題になったりしたことがあると思うんですけども、そのときに評議の秘密ということで、言っていることと悪いことを迷ったりした経験がおありでしたら、その辺のお話を伺いたいと思います。1番の方、そういうご経験ございましたでしょうか。

1 番

言うべきか言わざるべきかという迷いはありませんでした。ただ、子供とか孫に対し、犯罪が、いかに被害者にとっても被告人にとっても全く無益であって、みじめでとても残酷なものだということを、新聞紙上で見るよりも実感できたので、言葉ではもっと優しく言うんですが、孫たちにもそういったことをちらっと言って、身近なところから犯罪に対する認識を持ってもらおうかなと思って、改めてこうだよとは言わないけれども、何かあるときに、孫たちにこうよこうよと話してきました。ただ、守秘義務というのは特に意識していませんでした。全くそういったことは忘れて、他人のことだという感じで、いかに犯罪は無益で無駄で残酷なことだと伝えたい、伝えたいなと思います。すでに全国で千人とか万に近いくらい経験なさっている方がいるでしょうから、それを通して犯罪が少なくなれば良いなと思っています。

二宮裁判官

どうもありがとうございます。2番の方はいかがでしょうか。守秘義務とかで悩んだりしたこととか・・・。

2 番

悩むと言うよりも職場で行くよと言ってからは、逆に周りが聞いてこないですね。聞いちゃいけないものだと思っているみたいなんです。何も心配ないというか、かえって周りの方が気を遣ってくれています。

二宮裁判官

周りの方に自分から発言してということはないんですか。

2 番

そういうこともあるけれども、あんまり聞かれるものでないので、印象的なものは話しますけれども、かみさんとかには。職場とか周りの人は全く聞いてきません。聞いちゃいけないものだと思っているみたいです。

二宮裁判官

良いことなのか、悪いことなのかは別にして、評議の秘密は悩まれたことはないということですかね。

2 番

はい。

二宮裁判官

3番の方、いかがでしょうか。

3 番

私は全然悩んだこともなく、友達には、裁判員裁判に行ってきたのよということを告げて、法廷に対してはお話できるけど評議についてはお話できないのよときちんと言うと、みんなもきちんと理解できて、みんなは法廷でのことも話してはいけないと思っていたみたいでしたが、分かりましたみたいな感じでした。問題なかったです。

二宮裁判官

4 番の方はどうでしょうか。悩まれた経験とかありましたでしょうか。

4 番

悩んだことはありません。守秘義務につきましてはいろいろな意味で当然といえば当然で、周りも気を遣ってくれて2 番の方のように触れないようにしてくれました。そういう点では何の心配もなかったです。おかげさまで良い経験ができましたので、これから裁判に参加するような方がおられましたら、辞退することなく是非参加するように話をしていきたいと思います。

二宮裁判官

ありがとうございます。5 番の方はいかがでしょうか。

5 番

思ったことは全くありません。周りの方が言っではいけないことだと思って。

二宮裁判官

周りの方にアピールしてくださいと言ったんですが、アピールする機会はありませんでしたでしょうか。

5 番

そうですね。

二宮裁判官

ありがとうございます。6 番の方はいかがでしょうか。

6 番

私自身、悩んだりすることはなかったです。ただ、裁判員なったんだねとは言われました。言われたけど内容についてはどうだったとは言われませんでした。もし言われたとしても、新聞に書いてあるとおりでというふうに答えたかなと思っておりました。ですから、一度はそういう経験をするのもあるから、心配しないで待ってくれとごまかしておきました。

二宮裁判官

ありがとうございます。

司会者

それぞれの事件でいろいろなお話をしていただいて、どうもありがとうございました。守秘義務のことは裁判所の方は心配をしているんですが、あまり心配がないというか敬遠されているところがあり、むしろ、経験した方が正しくお話をしていただいた方がいいのかなと思います。実際に悩ましい場面に当たると、3番の方のようにきちんと整理してお話していただくと大変ありがたいというところですね。裁判長の方から一通りお尋ねしましたが、検察官、弁護士の方もお見えになってますので、補足して何かございましたら……。検察官はよろしいですか。

武井検察官

はい。

司会者

弁護士の方からはいかがでしょうか。

征矢弁護士

事実認定だけでなく、量刑を決めるということは、裁判官でも非常に難しいと思います。刑務所の中で被告人に対して、矯正教育がどのように行われているか、一般の方、また、我々も詳しくは知らないくらいで、果たして何が被告人にとって被告人の更生に資するのか、なかなか専門家でも難しいと思うんですが、量刑を決めるにあたって、難しさは皆さんはどの程度感じておられたのか、つまり、量刑については、アメリカのように裁判官が決めるべきだという考えもあるんですが、それについては、参加された方の感想をお持ちなのか伺いたいのですが……。

司会者

裁判員の方は犯罪をしたかどうかについて決めていただいて、量刑は裁判官に決めてもらうという、このような制度の方がいいのか、今の方がいいのか

という質問でよろしいですか。

征矢弁護士

そうですね。

3 番

裁判官に判例を出してもらって、こういう方は何年、何年と裁判員の方と意見を出し合って、こうした方がいいんじゃないかなというような評議をしたと思うんです。やっぱり、年月もとても大事なことなので、裁判員に関わった以上、私個人としては、裁判員がやっぱり悩んで考えるべきではないかなと思います。

司会者

最後の結論まで出した方がいいんじゃないかということですね。

3 番

はい。

司会者

他の方にも伺いたいと思います。今の裁判員制度は、最後の懲役何年というところまでみんなで話し合って結論を出すということになっていますけれども、これでは負担になるんじゃないか、それは裁判官に任せて犯罪をしたかどうかを裁判員が判断すればいいんじゃないかというような・・・。

2 番

裁判員制度ができた目的というのがありますが、それから考えると、一般の方との考え方とズレがありますから、最終的に決めるのは裁判官で構わないんですが、その過程に至るまでは、やろうと思ってやったんじゃないからそんな量刑ではかわいそうだよというものもあると思うんですよ。ですから、話し合いはしっかりやって、裁判員との意見はよく汲み取ってくればなと思います。ただ、今の方式自体はいいんじゃないか、良いと思います。

司会者

ありがとうございます。もうひとつくらい、今のことについて御意見がありましたら、いかががでしょうか。5番の方、裁判員されましたので、いかががでしょうか。意見があれば・・・。

5 番

私は、今のままでも良いと思います。初めから最後まで、量刑まで決める、量刑の決め方にも裁判官の意見が必ず入らなければいけないとなっていてますし、裁判員裁判で選ばれた私たちが全部決めなければならないということもないし、私たちだけの意見で決まるということはないので、今のままでいいと思います。

司会者

はい、ありがとうございます。弁護士側として他にありますか。

征矢弁護士

参考になりました。ありがとうございました。

司会者

他によろしいですか。

(意見なし)

それでは、長時間ありがとうございました。少し時間がございます。経験者の方で最後にもう一言言っておきたいということがありましたら、お伺いしますが・・・。はい、6番の方。

6 番

裁判員裁判を、長野県では、長野市の地方裁判所と松本支部の二つだと思います。例えば、私は伊那なんですけど、ものすごくかかっちゃう時間が、今日も雪が降った後なもんですから、道は滑るし、11時に出てきて、こっちに着いたのが1時40分くらいだったかな。裁判がスムーズに、負担にならないようにするには何か南信の方にもそんなものが一つ設けられればいなという感じを持っています。

司会者

ありがとうございました。そういう御意見があるということは承知しました。

裁判員制度は平成21年5月にスタートして昨年5月で丸3年、今4年目に入っているところです。3年間の実績、運用状況について、昨年の末に最高裁判所の方で皆さまのアンケートや意見交換会の御意見などを参考にしながらいろんなデータを分析して検証した報告書が公表されております。3年間で3万人近い国民の皆さまが重大な刑事事件について、裁判員、補充裁判員として審理・判決に携わって来られたということでございます。その中で補充裁判員の皆さんも手続きの進行について非常に重大な役割を果たして来られたということでございます。この3年の制度の評価は人によって異なるとは思いますが、この報告書では比較的順調に運営されてきたのではないかと評価しています。そのような評価ができた最大の理由というのは、裁判員裁判に参加された国民の意識、感覚、生活実態等を含めた全体としての受け入れ能力の高さにあると考えられると。そして、司法参加の前提として、欠くことのできない国民の誠実さ、公的機関への参加意識の高さ、新しい事柄への知的な関心と理解力の高さが確認できたこと。このことは、将来の制度の定着に大きな期待を抱かせるとしております。それとともに、裁判員制度は、一回限りの国民が参加される制度であり、国民に定着するには安定した運営のもとで、多くの事実を集め徐々に改善工夫をする姿勢が何よりも大切であると指摘してしております。そのような意味からも、本日のような意見交換会という機会は、私どもにとって、とても大切なものでございます。皆さまからいただいた御意見を十分に参考にさせていただいて今後より良い裁判員裁判を一層推進したいと思っておりますので、是非、今後も興味を持っていただいて、適宜御意見などをお寄せいただければと思っております。本日はどうもありがとうございました。

(今回の意見交換会は、参加者のために磁気テープを利用して行った。)